

『三鷹市コミュニティバス 将来的なあり方方針』を策定

☎ 都市交通課 ☎ 内線2883

昨今の急激な社会情勢の変化による利用者の伸び悩みや、三鷹台駅周辺や北野の里(仮称)などの市内の都市基盤整備事業が進んでいることから、コミュニティバスのさらなる利便性向上や地域の活性化に寄与するための方針として策定しました。

※同方針の全文は、同課(市役所5階)、相談・情報課(市役所2階)、市政窓口、コミュニティセンター、市民協働センター、市ホームページで閲覧できます。

パブリックコメントにご協力ありがとうございました

◆募集期間 6月7日～28日

◆件数 58件(23人)

◆主なご意見(●)と市の考え方(→)

※すべてのご意見と市の考え方は市ホームページでご覧いただけます。

●通勤や通学時間帯のコミュニティバスの運行本数を増やしてほしい。

→コミュニティ交通の地域ごとの導入方針として、利便性の高い運行回数の設定について検討します。

●利用客が少ないところはマイクロバスを使用するのもよいのではないかと。

→利便性と持続性を両立できる交通システムを構築するため、需要規模に見合った多様な運行方法や車両などについて検討します。

マイナポイントの申請期限が 12月末に延長されました



☎ 市民課 ☎ 内線2326

4月末までにマイナンバーカードを申請した方は、マイナポイントの申請対象者です。この機会にぜひマイナポイントを申請してください。マイナポイントの付与には、キャッシュレス決済の利用が必要です。

なお、10月からマイナンバーカードの健康保険証利用が本格稼働する予定です。

マイナポイントや健康保険証利用の申請サポート窓口を開設中です

☎ 12月10日(金)まで 所 第二庁舎 申 当日会場へ

マイナンバーカードの土曜日交付窓口

これまで完全予約制でしたが、期間限定で、事前予約なしで交付できます。

☎ 9月4日～10月23日の毎週土曜日午前9時～11時、午後1時～3時

※混雑具合によってはお待ちさせる場合があります。

9月20日～26日は動物愛護週間

動物は責任と愛情をもって飼いましょう

☎ 環境政策課 ☎ 内線2523

犬の飼い主の方へ

生後91日以上の子犬は、一生に1度の登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。犬の登録で交付された鑑札と狂犬病予防注射済票は首輪などに必ず装着しましょう。

犬の登録

飼い始めた日(生後90日以内の子犬は90日を経過した日)から30日以内に申請し、鑑札の交付を受けてください。

¥ 3,000円(手数料) 申 市民課(市役所1階)、市政窓口へ



狂犬病予防注射

飼い始めてから30日以内(翌年以降は4月1日～6月30日)に最寄りの動物病院で予防注射を受け、病院で発行される「狂犬病予防注射済票」を市民課(市役所1階)または市政窓口で提示して「注射済票」(手数料550円)の交付を受けてください。

※12月31日までに接種してください。

散歩のマナーを守っていますか

散歩中は必ずリードにつなぎましょう。また、トイレは散歩の前に家で済ませましょう。もし、ふん・尿を外でしてしまった場合、後始末は飼い主の責任です。

猫の飼い主の方へ

室内で飼育していますか

屋外で生活する猫のふんによる苦情が増えています。交通・住宅事情からも、市では屋内飼育を推奨しています。また、迷子になったときのためにも、名札やマイクロチップなどを猫に着けましょう。

飼い主のいない猫への餌やりについて

トラブルにならないよう、餌やりはルールを定め、近隣住民の理解を得てから行ってください。

避妊・去勢手術について

手術により発情期の鳴き声や、尿を壁などに吹き付けるスプレー行為がなくなり、性格も温和になります。

飼い主のいない猫に避妊・去勢手術を行う場合、手術費用の支援制度があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



非常時に備えましょう

飼い主のけがや病気などに備え、ペットの預け先を事前に決めておきましょう。リードや遊具、飼い主表示の物品のほか、ペットフードや常備薬などペットの命や健康に関わるものは最優先で準備しておきましょう。

あなたの「家・生命・財産」を守る助成制度をご利用ください

地震対策は 早めが安心



耐震診断・改修助成制度

申 ☎ 事前に都市計画課(市役所5階52番窓口) ☎ 内線2813へ

木造住宅耐震診断助成制度

市指定の機関で診断を行った場合、費用の一部を助成します。

◆対象

市内の個人所有の2階建てまでの木造住宅(空き家を含む)で、平成12年5月31日以前に着工されたもの(集合住宅を除く)

◆助成額

診断費用の3分の2。ただし、簡易診断は上限4万円、一般・精密診断は上限10万円

木造住宅耐震改修助成制度

診断結果から耐震補強などの改修工事が必要と判定された住宅に、費用の一部を助成します。

◆対象

耐震診断助成制度(上記)の一般・精密診断を利用し、倒壊の可能性が「ある」「高い」と判定された住宅

◆助成額

改修費用の3分の1(高齢者・障がい者世帯は2分の1)。ただし、簡易改修は上限30万円、耐震基準を満たす改修は上限50万円

接道部緑化助成制度

申 ☎ 事前に緑と公園課(市役所5階56番窓口) ☎ 内線2835へ

接道部緑化助成

◆主な助成要件

- 生け垣などを造る場所が道路に面している
- 生け垣などの延長が2m以上ある
- 生け垣などを5年以上保存する

◆助成額(最大30mまで)

1m当たり14,000円まで

接道部のブロック塀の撤去

ブロック塀を生け垣などに造り替える費用を一部助成します。

◆助成額(最大45mまで)

1m当たり1万円まで

※ブロック塀の撤去のみに対する助成もあります。

住宅の耐震化に伴う

固定資産税などの減免・減額制度

申 ☎ 事前に資産税課(市役所2階28番窓口) ☎ 内線2365へ

建て替えを行った住宅の減免制度(市)

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、令和4年3月31日までに建て替えた場合、その年の翌年度分から3年間、固定資産税・都市計画税を全額減免します。

◆対象要件

建て替え前後の住宅が市内にあり、所有者が同一で、取り壊しから新築までの期間が1年以内

耐震改修を行った住宅の①減額(国)・②減免(市)制度

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、令和4年3月31日までに耐震改修した場合、その年の翌年度分について、①固定資産税の2分の1を減額後、②残りの固定資産税・都市計画税を全額減免します。

◆対象要件

国が定める現行の耐震基準に適合させるための改修で、工事費用が50万円超(1戸当たり120㎡相当分まで)